

2024年4月12日
全国港湾第23発第95号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真 島 勝 重



第1回東京地裁口頭弁論（独禁法問題）門前集会開催と法廷傍聴の準備指示について

日港協の「独禁法に抵触する恐れがある」として産別最賃制度の団体交渉に応じない姿勢に対し、全国港湾と港運同盟は、都労委に救済を申請し、結果として、団交に応じるよう命令書が発出されました。

しかし、日港協は都労委の命令書に応じず中労委に再審査を求めた。中労委は、都労委命令を支持し日港協の再審査請求を却下しました。

日港協は、これにも従うことなく、中労委命令を不服として行政訴訟に舵を切りました。その第1回口頭弁論が4月23日に行われます。当日、東京地裁前集会と傍聴動員を準備し、具体的行動については、4月19日開催の第5回中央闘争委員会（第12回中執）で決定します。24春闘期間中であり、各単組の交渉・折衝等があり、忙しいと存じますので、予め、準備指示を発出するので各単組・各地区港湾の取り組みの準備を指示する。

記

1. 第1回東京地裁口頭弁論（独禁法問題）

(1) 期 日 2024年4月23日（火）

- ① 集合時間 14時20分（約30分の門前集会）
- ② 法廷傍聴 15時00分～

(2) 場 所 東京地方裁判所（最寄駅：東京メトロ霞が関駅）[地図：別紙参照]

2. 動員規模

- (1) 常任中執・本部役職員で対応する。
- (2) 参加される方は、組合旗・腕章を持参のこと。
- (3) なお、上記(1)にかかわらず、より多くの参加を要請しますので、可能な動員を取り組むこと。

以 上